解散公告

当社は、平成二十九年一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

大阪市天王寺区大道二丁目七番一号

淀屋株式会社

代表清算人　井上　賢

解散公告

当社は、平成二十九年一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

大阪市天王寺区大道二丁目七番一号

株式会社ケー・ビー・ケー

代表清算人　井上　賢

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

大阪府茨木市南安威二丁目六番二〇号

合同会社ＧＥＮＺＩ

清算人　亀井　伸彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

大阪府藤井寺市林三丁目一四番一号

有限会社あかり

清算人　古谷　幸三

解散公告

当法人は、平成二十八年十二月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

大阪市東淀川区下新庄五丁目二番一五号

特定非営利活動法人ふれあい

清算人　生澤　政昭

解散公告

当法人は、平成二十八年十二月三日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

兵庫県尼崎市南武庫之荘三丁目一二番一―四〇三号

特定非営利活動法人ほんまちラボまちづくり道場

代表清算人　片寄　俊秀

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

広島県三原市西野四―七―一六

有限会社安坂接骨院

清算人　安坂　将樹

解散公告

当社は、平成二十八年十二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

山口県宇部市亀浦三丁目三番一〇―二号

有限会社佐田祐一建築設計研究所

清算人　佐田　祐一

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

福岡県久留米市東町四番地八ライオンズマンションサンフラワー二〇四号

有限会社サンライフマネージメント

清算人　平田　貴志

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

佐賀県唐津市鏡一三七八番地

有限会社ヒゼン商事

清算人　脇山　幸市

解散公告

当社は、平成二十九年一月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

熊本県玉名郡南関町大字上長田一一七七番地

有限会社境建設

清算人　境　泉

解散公告（第一回）

当組合は平成二十九年一月十七日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

神奈川県横須賀市若松町二丁目六番

大滝町二丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　石田　重藏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十一月十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

愛知県名古屋市西区菊井一丁目二番一号

御嶽教元神明教会

清算人　青木　稔

解散公告（第一回）

当法人は、昭和二十一年八月二日に昭和二十一年勅令第七十号宗教法人令附則第四項により解散したものとみなされましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

愛知県半田市東雲町三番地

宗教法人員外神明社

清算人　弁護士　荻須　茂生

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成二十七年四月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月三日

熊本県八代市海士江町三四一一番地海士江町第一公民館

海士江第一町内自治会

清算人　西田　行

第１期決算公告

平成29年2月3日

東京都港区赤坂九丁目１番７号

トリトン特定目的会社

取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨（平成28年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	特定資産	一
	その他の資産	98
	流動資産	78
	繰延資産	20
	合計	98
負債及び純資産の部	流動負債	5
	社員資本	92
	特定資本金	100
	剰余金	△7
	当期未処理損失	7
	合計	98

（注）当期純損失　7千円